

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成31年2月27日 15時55分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市野原漁港北方沖 成生岬灯台から真方位250° 2.1海里付近 (概位 北緯35° 35.4′ 東経135° 25.3′)
インシデントの概要	プレジャーボート白波丸は、漂流中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年3月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 白波丸、5トン未満（長さ4.43m） 251-9647京都、個人所有 ガソリン機関（船外機）、2サイクル、出力29.4kW、回転数毎 分5,500、3気筒、ボア67mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、漂流中、遠隔 操縦装置内部にある始動安全装置（中立位置確認用リミットスイ ッチ、以下「本件スイッチ」という。）に作動不良が生じ、船外機の始 動ができなくなって運航不能となった。 本件スイッチは、水密を施された機器の内部に設置されており、定 期的な点検整備の対象ではなかった。
分析	本船は、漂流中、本件スイッチに作動不良が生じたことから、船外 機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、船 長及び同乗者から情報が十分に得られず、本件スイッチの作動不良の 状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中、本件スイッチに作動不良が生 じたため、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと 考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・リミットスイッチは、使用頻度や年数を考慮して交換することが 望ましい。